

議 事 録

第 22 回 定 例 総 会

令和4年5月13日

太田市農業委員会第22回定例総会議事録

開会日時 令和4年5月13日(金) 午後2時
 閉会日時 令和4年5月13日(金) 午後2時59分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人)
 1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
 5 木村 克己 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正
 9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齋藤 道明
 13 新井 整 14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子
 17 中島 沙織 18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員
 (0人)

出席職員 (9人)
 塚越局長 大木次長 小此木次長補佐 西野目係長
 大澤主任 青木主任 松井主任 小島主任 大崎主事

会議に付した事項
 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
 議案第3号 農地法施行規則第95条該当の有無に関する農業委員会の意見について (会長)
 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)
 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)
 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について (会長)
 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見について (会長)

報告事項
 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

協議事項 太田市農業委員会親睦会規約の改正について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第22回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員はございません。過半数以上の出席がありましたので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、5番 木村克巳委員 と 6番 長島佳男委員 の二人に
お願いいたします。
また、書記につきましては事務局の松井主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正はございません。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田大町の土地 畑 1,463 m² 外1筆 計2,664 m²について、堆肥舎用地として許可を得ましたが、堆肥舎及び牛舎を建築する計画に変更になったため、当該許可を取り消すものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 番号1番について説明いたします。当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、許可後に建築計画の変更があったため許可を取り消すもので、特に問題なく、取消相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は16件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

提出件数 16 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 藤阿久町の土地 畑 901 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

2 番 藤阿久町の土地 畑 133 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

3 番 茂木町の土地 畑 1,282 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

4 番 新野町の土地 田 2,996 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

5 番 新田市野井町の土地 畑 1,276 m²、長年耕作を行っていたが、先々代が相続をした際に地番を間違えて登記をした為、土地を交換したい。

6 番 新田市野井町の土地 畑 1,253 m²、長年耕作を行っていたが、先々代が相続をした際に地番を間違えて登記をした為、土地を交換したい。

7 番 新田市野倉町の土地 畑 490 m² 外 1 筆 計 990 m²、譲渡人から借りていたが取得して経営基盤を広げたい。

8 番 新田市野倉町の土地 畑 532 m²、譲渡人から借りていたが取得して経営基盤を広げたい。

9 番 新田市野倉町の土地 畑 532 m²、譲渡人から借りていたが取得して経営基盤を広げたい。

10 番 新田上田中町の土地 畑 258 m² 外 3 筆 計 1,765 m²、申請地を譲受け農業に精進したい。

11 番 新田上江田町の土地 畑 941 m² 外 3 筆 計 3,100 m²、花卉栽培に利用するため、農地を借受けたい。

12 番 新田上江田町の土地 畑 991 m² 外 1 筆 計 1,909 m²、花卉栽培に利用するため、農地を交換したい。

13 番 新田上江田町の土地 畑 270 m²、花卉栽培に利用するため、農地を譲り受けたい。

14 番 新田上江田町の土地 畑 992 m²、農地を借入れ農業効率を上げたい。

15 番 新田上江田町の土地 畑 299 m² 外 3 筆 計 1,393 m²、農地を交換し農業効率を上げたい。

16 番 新田上江田町の土地 畑 992 m² 外 2 筆 計 1,687 m²、農地

を交換し農業効率を上げたい。
以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番から2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 2 番委員 農地法第3条、番号1番から2番について、当地区協議会で調査した結果を報告します。
番号1番の譲受人は、近所にある畑を譲り受けて野菜栽培の規模の拡大をするものです。
番号2番の譲受人は、隣接する土地を7反耕作しており、申請地を取得して規模拡大をするものです。いずれも必要とされる農機具等を所有しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため問題ないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番から2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から2番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号3番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 番 委員 番号3番、職務代理の代わりに報告します。
3番について、譲受人は認定農業者であり、農地を譲受け、経営規模を拡大したいということです。必要な農機具等も全て所有しており、調査した結果、承認相当と意見決定いたしました。
再度、よろしく願います。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 それでは、番号4番を報告いたします。
譲受人は農地を譲受け、経営規模を拡大したいということであります。現在、約1万5,000 m²の耕作をしているわけであります。したがって、農機具等も一式そろえております。なお、地区協議会におきましては問題ないということではありますが、再度審議のほどをよろしくお願ひします。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号5番から16番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 番号5番、6番は関連することありますので、一緒に説明させていただきます。ここに書いてありますように、長年、それぞれ耕作をしていたのですが、この前の代から、途中から登記というのですか、間違えて元に戻そうではないかという話は両者間では出ていたのですが、片方の人はだめだ、嫌だと言って、そういうふうなことでおったのですが、

当事者は亡くなりまして、相続人が元の正しい形にしましょうという話で折り合いが付きまして、今回の申請になったわけでございますので、本来の正しい形に戻すということでございますので、第5地区としてはよかろうということで結論が出たわけであります。

それから、番号7、8、9番は●●●●●●●●ということで、前も案件が出ていたと思うのですが、非常に熱心に仕事をしておりまして、今までの仕事の延長ということでございまして、だんだん周りに影響を与えるようなことはないと思いますので、承認してはどうだろうということでございます。一括で説明してしまったのですが、そういう考えでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、次のページの10番、綿打とあるのですが、間違いで生品なんです。ですから、私のほうで続けて説明させていただきます。

これは●●●●●●●●というところで豚屋さんなのですけども、この方が譲渡人から農地を引き受けて、さらに経営規模を拡大したいということで、非常に篤農家でもございますし、周りに影響もないというふうに判断されますので、承認してはいかがかということでございます。私からは以上です。

5番 委員

続きまして、番号11番から16番について説明します。

番号11番から13番は、譲受人が同一人物で花卉栽培に利用するための申請です。番号14番については、農業効率を上げるための申請です。番号15、16番は、番号12番と関連で農地を交換し、農業効率を上げるための申請です。当地区協議会で確認調整書に基づき調査した結果は、現地は農地のため特に問題なく許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、第5地区協議会より番号5番から16番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号5番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号5番から16番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、議案第3号 農地法施行規則第95条に規定する国有農地売払いの相手方に該当するか、会長宛てにあったので、意見の決定を求め

ます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 粕川町の土地 畑 56 m² 外1筆 計85 m²、耕作の事業に供するものです。

なお、農地法施行規則第95条は、農林水産大臣が管理する農地を売り払う場合の規定で、買受者は農林水産省令で定めるものとされております。その買受者は、農地法第3条第2項各号に該当せず、かつ買い受けする農地を適正に耕作することが認められることが条件となっております。

以上、1番の買受者が農地法施行規則第95条第1項に該当するかどうか意見の決定をお願いします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 この件につきまして、尾島の協議会で協議した結果、問題ないと決定しました。
審議をよろしくをお願いします。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を農地法施行規則第95条第1項に該当すると決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を農地法施行規則第95条1項に該当することに決定し、国へ回答いたします。

議長 続いて、議案第4号 農地法第4条の規定による許可の申請が会長宛

てにあったので、審議を求めます。
提出件数は3件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 由良町の土地 527 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

貸露天駐車場用地として転用するものです。

2番 沖野町の土地 1,501 m²の内98.59 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

3番 新田大町の土地 1,463 m² 外3筆 計6,146 m²の内3,264 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設に供する場合」には例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

堆肥舎・牛舎用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番委員 農地法第4条、番号1番、2番について、当地区協議会で調査した結果を報告します。

番号1番は、申請地に近い幼稚園の駐車場が不足するため、造成の上、貸し付けるものです。現地を確認したところ、周辺は全て住宅地で申請地は不耕作地になっております。

続きまして、番号2番は娘の分家住宅建築に伴い、調査したところ、住宅の敷地内の畑の一部に農地法の許可を受けずに農作業小屋を建築していたことが判明し、始末書を添付して是正するものです。現地を確

認したところ、自宅の敷地内にあり、周辺農地への支障はなく、問題ありません。よって、番号1番、2番について許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

申請人は畜産業を営んでおり、既存の牛舎の老朽化及び水害の観点から、地理的に適した申請地に堆肥舎及び牛舎を建築する申請です。現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 藪塚町の土地 991㎡について、一般住宅及び事務所兼倉庫用地として許可を得たが、自身が経営する工場付近に自宅を建築し、計画がなくなったため、当該許可を承継するものです。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11番委員 報告いたします。番号1番についてですが、当地区の協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
申請人は、一般住宅及び事務所兼倉庫用地として許可を得た土地なのですが、自身の経営する龍舞町の工場付近に自宅を建設したために計画変更して、隣接する会社に露天駐車場として売買するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく承認相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認することに決定いたします。

議長 続いて、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は35件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

提出件数 35 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 古戸町の土地 981 m²の内 0.11 m² 外3筆 計 2,406 m²の内 0.31 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

2 番 古戸町の土地 330 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10ha 未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天資材置場・露天駐車場用地として転用するものです。

3 番 新道町の土地 463 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4 番 別所町の土地 254 m² 外1筆 計 255.99 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5 番 沖野町の土地 450 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6 番 台之郷町の土地 799 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

7 番 台之郷町の土地 390 m² 外6筆 計 1,272.31 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

8 番 矢場町の土地 388 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9 番 矢場町の土地 388 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10 番 矢場町の土地 2,715 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

11 番 東金井町の土地 458 m² 外1筆 計 1,526 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

12 番 東金井町の土地 1,722 m² 外3筆 計 5,013 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

13 番 龍舞町の土地 435 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地とし

て転用するものです。

14 番 龍舞町の土地 76 m² 外3筆 計 408 m²、農地区分 第二種、露天資材置場・建築機械置場用地として転用するものです。

15 番 龍舞町の土地 332 m² 外1筆 計 462 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16 番 東今泉町の土地 354 m²、農地区分は、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。一般住宅用地として転用するものです。

17 番 西長岡町の土地 308 m² 外1筆 計 1,199 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

18 番 亀岡町の土地 132 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

19 番 粕川町の土地 310 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

20 番 世良田町の土地 512 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として敷地拡張するものです。

21 番 新田木崎町の土地 792 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

22 番 新田赤堀町の土地 34 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

23 番 新田赤堀町の土地 490 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地

として転用するものです。

24 番 新田赤堀町の土地 55 m² 外1筆 計95 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

25 番 新田村田町の土地 991 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

貸露天駐車場用地として転用するものです。

26 番 新田小金井町の土地 2,710 m² 外2筆 計8,112 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場・露天資材置場用地として敷地拡張するものです。

27 番 新田小金井町の土地 343 m² 外1筆 計441 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

28 番 新田小金井町の土地 350 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

29 番 新田反町町の土地 135 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

30 番 新田大根町の土地 1,068 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場・露天駐車場用地として転用するものです。

31 番 新田上江田町の土地 388 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

32 番 新田下田中町の土地 500 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

33 番 藪塚町の土地 991 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には東武桐生線藪塚駅から 300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

露天資材置場用地として転用するものです。

34 番 藪塚町の土地 699 m² 外1筆 計723 m²、農地区分は、「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武桐生線藪塚駅から概ね 500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

35 番 六千石町の土地 201 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

貸露天駐車場用地として敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から5番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

1 7番委員 番号1番と2番について、私から報告させていただきます。

番号1番は、営農型太陽光の更新手続で、2番については露天資材置場・露天駐車場用地としての申請です。現地を確認したところ、1番はミョウガが生育中であり、2番は周辺農地への影響もなく、どちらも問題ないと意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、お願ひいたします。以上です。

1 2番委員 番号3から5番まで、第1地区より報告させていただきます。

番号3番、4番の申請人は借家に住んでおり、資金の都合がついたた

め、自己の住宅を建築したいとの申請です。

番号5番は、議案第4号2番の関連で、父の住宅の敷地内の申請地を借り受けて自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から5番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から5番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号6番から16番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員

6番から10番まで、職務代理に代わり、私から報告します。

6番について、解体業の会社役員を務めており、今般、解体事業を個人で開業するため、資材置場が必要となったため、申請地を父より借り受け、資材置場として利用したいということです。

7番については、建設業を営んでおり、型枠の置場が不足しているため、申請地を取得し、資材置場として利用したいということです。

8番、9番については、申請地を取得し、自己の住宅を建築するということです。

10番については、太陽光発電事業を営んでおり、再生可能エネルギー開発事業を拡大するため、太陽光発電に適した申請地を取得し、太陽光発電を設置したいということです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

14番委員

続きまして、11番、12番を報告します。

11番は、露天資材置場を設置するものです。

12番は、太陽光発電設備を設置するものです。現地調査をしたところ、

両方とも耕作放棄地であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定しました。

再度の審議をお願いいたします。以上です。

1 番 委員

13 番から 15 番まで報告したいと思います。

13 番と 15 番の譲受人は、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。

番号 14 番の譲受人は、申請地を取得し、資材置場として活用するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

6 番 委員

16 番、ご説明いたします。

これは昨年、農振法の除外の許可を受けておりまして、譲受人は、譲渡人の娘夫妻です。まさに母屋の隣に家を構えるということでございます。関係各条に照らし問題ないと思います。

再度審議のほど、よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

ただいま、第 2 地区協議会より番号 6 番から 16 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 6 番から 16 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号 6 番から 16 番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号 17 番について、第 3 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2 番 委員

17 番について、会長に代わって説明します。

当該地につきましての所有者が、ご覧のとおり、つくば市のほうで耕作がなかなか難しいと。譲受人は現在土木業を営んでおりまして、規模拡大をする。資材置場として用地を購入したいということで協議が調いました。現場につきましては、太田大間々線沿いでございまして、集落内の農地でございますので、ほかの農地に対する影響はないものと考えまして、第 3 地区では許可相当と判断を下しましたので、再度のご協議をよろしく願います。以上です。

- 議 長 　　ただいま、第3地区協議会より番号17番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 　　なし。
- 議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）
- 議 長 　　全員賛成でありますので、番号17番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 　　続いて、番号18番から20番について、第4地区協議会の調査した意見結果報告をお願いいたします。
- 15番委員 　　18番、19番、20番につきまして、18番と20番は露天駐車場、19番は露天資材置場。現地を確認したところ、周辺農地への影響はないと見えましたので、協議会では許可といたしました。
審議をよろしくお願いします。
- 議 長 　　ただいま、第4地区協議会より番号18番から20番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 　　なし。
- 議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号18番から20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）
- 議 長 　　全員賛成でありますので、番号18番から20番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 　　続いて、番号21番から32番について、第5地区協議会の調査した意見結果報告をお願いいたします。
- 19番委員 　　21番、22番、23番、24番について、お答えします。
21番は、現地確認をしたところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので、協議した結果、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
あと、22番、23番、24番については、同じ地区で一括していますので、一遍にお答えいたします。
23番は借家に住んでおり、資金のめどもついたので、祖母より借り受

け、自己の住宅を新築したいということで、これは道がないので、22番を買って家を建てるということにいたしました。自己の住宅を新築したいということで、現地確認したところ、周辺農地への支障もないと判断し、許可相当といたしました。

24番については、22・23番の申請のため調査したところ、農地法の許可を得ずに住宅の敷地の一部として使用していたことが判明したため、是正したいということで、問題なしと判断いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

7番 委員

続きまして、25番から29番まで説明させていただきます。

25番の関係につきましては、譲受人が譲渡人から土地を買うということでありまして、地図を見てもらえば分かりますように、現場は県道の2号線沿いです。もうずっと2号線は両方とも宝泉のところから村田まで大体工場が続いているようなところでありまして、これもその一環で、露天駐車場は隣の所有者が併せてやりたいということでございますので、審議した結果、周辺の影響はないと思われまますので、許可相当でよろしいのではないかとということでございます。

それから、26番の●●●●●●も、社員の駐車場用地ということで、今回の申請ということであります。●●●●●●の隣でございますので、これも全部工場地帯でありますので、やむを得ないのではないかと思います。

それから、27番の関係ですが、これも地図を見てもらえると分かりますように、住宅の中にあつて、1回火事になって燃えた跡地を買って、宝町の借家に住んでいる人が自己の住宅にしたいということでございますので、よろしいのではないかとということであります。

その次に28番、ここも地図を見てもらうと、もう周りみんな家があつて、不動産屋が分譲住宅をしております、住宅用に全部分譲の枠ができておりまして、その趣旨からいってしようがないんじゃないかなということであります。その下は全部農地ですが、そこまではいきませんので、承認してはいかがかというふうな判断でございます。

最後の29番の関係は、ここにありますように、申請人が資金の都合もついたため、申請地を祖父より借り受けということであります。その隣には父親が住んでおりまして、その地続きの土地を買って、自己の住宅を新築したいということでありまして、承認してはどうだろうということで第5地区では意見決定いたしました。以上です。

5番 委員

続きまして、報告します。番号30番から32番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、番号30番につ

いては、露天資材置場、露天駐車場としての転用です。
番号 31 番、32 番については、分家住宅としての転用です。現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第 5 地区協議会より番号 21 番から 32 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 21 番から 32 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 21 番から 32 番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号 33 番から 35 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 1 番委員 番号 33 番と 34 番について報告いたします。
番号 33 番は、先ほど議案 5 号の 1 番で説明した計画変更で承認をされた土地です。譲受人は、業務拡張に伴って露天資材置場として隣接する申請地を取得するものです。
また、番号 34 番は、申請人は勤務医でありまして、現在アパートに住んでおりまして、申請地を妻の母より借り受けて、一般住宅を建築して、義理の父の経営するクリニックを後継するために申請するものです。
33 番、34 番ともに現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

1 8 番委員 35 番について、私より報告いたします。
チェックリストに基づき調査した結果、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。駐車場として使用するものです。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第 6 地区協議会より番号 33 番から 35 番について報告があ

委員 議長 りましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
 なし。
 委員 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号 33 番から 35 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
 議長 全員賛成でありますので、番号 33 番から 35 番を許可とすることに決定いたします。
 なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。
 また、事務の取扱いの結果につきましては、来月の定例総会で報告することといたします。

17番委員 議長 はい、議長。
 議長 17番委員、どうぞ。
 17番委員 議長 この後、用事があるため、途中退席の許可を求めます。
 議長 許可します。
 (17番委員 退席)

議長 続いて、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)が会長宛てに提出されたので、決定を求めます。
 市長部局の農業政策課より一括提案をお願いいたします。

農業政策課 まず、お手元の資料「農用地利用集積計画(案)」に基づき提案させていただきます。
 今回は、通常の利用権設定が1,344筆、うち解除条件付利用権設定が30筆、ほか所有権移転が25筆であり、利用権移転はございませんでした。
 また、農地中間管理事業に関しまして、今までは農地の借り入れ・転貸について市町村の集積計画と機構の配分計画が必要でしたが、法改正により集積計画一括方式が創設され、通常のマッチングによる貸借は全て集積計画のみで権利設定を行うことになりました。ただし、権利移転等に限り配分計画での処理となります。
 今回、農地の1,344筆のうち、農地中間管理機構を通してのものが

88筆で、8万8,786㎡となっております。

次に、総括表について説明させていただきます。

まず、面積をご覧ください。こちらにつきましては、設定期間別・地目別・地区別の設定面積の状況が記載されております。右下の部分になりますが、今回、新規と再設定の合計で200万3,759.75㎡となっております。

続きまして、筆数及び人数をご覧ください。こちらにつきましては、設定期間別・地目別・地区別の件数等の状況が記載されております。こちらでも右下の部分になりますが、1,344筆のうち、借方が204名、貸方が614名となっております。

資料の1ページから88ページまでは利用権設定についての詳細であり、記載のとおりです。

なお、89ページから91ページにつきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する、借り手が農作業に常時従事すると認められない者の場合の解除条件付利用権設定であり、30筆、面積合計は3万6,526㎡となっております。

92ページから93ページの所有権移転につきましては、25筆あり、面積合計は2万6,392㎡となっております。

なお、今回提案させていただきました計画(案)は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと考えます。最後になりましたが、公告日及び利用権設定日は令和4年5月20日です。

以上が提案の説明となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。

4番 委員

この間、地区協議会で、利用権の設定の時期ですけれども、これは6番委員から出たのですけれども、軽油免税の連動制で時期を検討してもらえないかという意見があったのだけれども、それについては、事務局ではどういう意見になったか、それを聞かせていただきたいです。農業政策課のほうも聞いていますか。一応そういうことです。

農業政策課

そういうご意見をいただきまして、課のほうで検討させていただいたのですけれども、設定時期の変更だったり、設定機会を増やしたりということは、ほかの事業との兼ね合いを考えて現状は考えておりました。

ん。もし早い時期から耕作して、その面積を含めるというのであれば、10月期の設定に入れることをお願いしたいと思っております。

4番 委員

今の意見は地区協議会から出ていたので、はじめからそれをつけ加えて説明していただくようにお願いします。私の方から質問して答えてもらうのでは、何のために地区協議会で検討したのかということになりますよね。

農業政策課
議 長
6番 委員

承知いたしました。申し訳ございません。

この案件について、ご意見、ご質問等はまだございますか。

軽油免税というのは、2月ないし、県のほうの申請はそれが一つの期限になっているんですよ。そのとき添付する耕作証明というのは農業委員会で発行しているのですが、農業委員会の場合は原則権利設定をしないと耕作証明には計上されない。それが軽油の量に反映していくわけです。5月と10月でしたか、あと2回に当たって追加を県には申請をするわけですが、免税そのものの総量が少ないのに加えて、また時期的に作業が終わった頃に権利設定をして、そこから申請しても、将来使う量というのは免税の対象になる量というのは少ないと思うんですね。それでほかの事業との兼ね合いというお話をされたので、ほかの事業というのは具体的に何との関係で、どういうふうに都合が悪いのか、そこは教えていただけますか。

農業政策課

自分の担当している業務外のこともあると思うのですけれども、自分の担当しているものと、農地利用集積促進奨励金というものがございまして、その申請が、年末までの受付になるんですね。12月末までです。なので、1月とかで利用権設定のものは、そこに含まれなくなってしまいます。なので、その年度中に交付ができなくなってしまうということが一つございます。

6番 委員

それ以外は。

農業政策課
6番 委員

とりあえず自分のほうでは。

1月以降許可をもらっても、1月から3月までの量というのは、使う軽油というのは相当限られると思うんですよ。ということは、それ以前に申請を受け付けて、それで処理をすれば、それは12月まで間に合うという形になりませんか。別にそうしてくださいということを申し上げているのではないのですけれども、そういう検討もあるのではないかというのが一つの考え方です。

もう一つは、私の場合、権利設定が期間でできないので、作業受委託を当事者間の契約でさせてもらって、その契約を耕作証明の参考に計上してもらって軽油の申請をしたことがあります。これはまさに担当者

のいろいろご配慮があつてのことなのですけれども、当事者間の作業受委託契約というのは、いろいろ条文があつて面倒くさいのですけれども、例えば耕作証明用だけでその簡易型を設けて、それで耕作証明の参考として計上していただくということは考えられるのでしょうか。これは、今お答えいただく必要はないのですけれども、できればせつかくの軽油免税があるわけですから、それを極力お使いになる方に便利な運用の方法を少し検討していただけないかと思うんですよね。そういうことです。以上です。

議 長 ありがとうございます。ほかにご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、よろしいですか。
本件は農用地利用集積計画（案）のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）

議 長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に通知いたします。

議 長 続きまして、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）が会長宛てに提出されたので、決定を求めます。
市長部局農業政策課より一括提案をお願いいたします。

農業政策課 では、続きまして、お手元の資料「農用地利用配分計画（案）」に基づき提案させていただきます。
こちらは、公益財団法人群馬県農業公社が借り上げた農地に対しての権利移転をまとめたものになります。
この配分計画については、農業公社から依頼を受け、市で案の作成を行います。その際、農業委員会の意見を聴くものとされていることから、今回、農業委員の皆様にご意見をお伺いするものです。
皆様には、今回の配分計画に基づき、農業公社が担い手農家へ農地を貸し付けた場合に、1、貸付け後において周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか。2、全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みがあるか。3、借受希望者への農地貸付は適当と認められるかについてお伺いいたします。
件数は2筆、2,574㎡となっております。

以上が提案の説明となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

- 議 長 ただいま、担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、
ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、農用地利用配分計画（案）に対
する意見について、1、「貸付け後において、周辺の農用地の農業上の
利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか」については、「ない」と
し、2、「全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従
事する見込みがあるか」については、「ある」とし、3、「借受希望者へ
の農地貸付は適当と認められるか」については、「適当と認める」とし
て意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）
- 議 長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出い
たします。
- 議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月、農業会議
に意見聴取した4月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会
長専決規定第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規定第2条により、下記のとおり、許可証
交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。
続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたしま
す。
- 事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に
ついて、7件提出されております。
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に
ついて、32件提出されております。
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、19件
提出されております。
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出
について、11件提出されております。
それぞれの内容につきましては記載のとおりです。
以上、報告させていただきます。
- 議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。

委員 議長	なし。 ご質問等もないようですので、続いて協議事項 太田市農業委員会親睦会規約の一部を改正することについて決定を求めます。 事務局より提案をお願いいたします。
事務局	協議事項として、親睦会規約の改正についてということで、さきの総会において農業委員会親睦会の規約を改正させていただきましたが、その後、農業委員及び農地利用最適化推進員の任期と事務局職員の人事異動についての時期や期間が異なるため、事務管理において事務が煩雑になることが判明しましたので、今回、規約を改正することで正したいと考えております。 主な改正につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進員の親睦会とすることとするものであります。 以上で親睦会規約改正の説明を終わりにします。ご協議のほど、よろしく申し上げます。
議長	ただいま事務局より提案がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委員 議長	なし。 ご意見、ご質問等はないようですので、採決いたします。事務局の提案のとおり、太田市農業委員会親睦会規約の改正について賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	全員賛成でありますので、太田市農業委員会親睦会規約の改正について、事務局の提案のとおり決定いたします。 以上で第22回定例総会を終了します。長時間にわたり、ご協力いただきましてありがとうございました。

閉 会 令和4年5月13日（金） 午後2時59分